

議第 6 3 号 呉市職員の給与に関する条例及び呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

清掃作業員（技能労務職員※）の採用を令和 8 年 4 月から再開することに伴い、同月以降に採用する技能労務職員の給与等について所要の規定の整備をするものです。

※ 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員

2 改正の内容

技能労務職員の給与については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 8 9 号）附則第 5 項の規定において準用する地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 8 条第 4 項の規定により、その種類及び基準のみを条例で定めることとされているため、次のとおり関係条例を改正します。

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

技能労務職員の給与の種類は、一般職給料表の適用を受ける職員と同等のものとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当とします。

また、技能労務職員の給与は、その職務及び責任の特殊性等を考慮して、規則で定めることとし、給料表については、一般職の職員の給与に関する法律に規定する行政職給料表（二）に準じた給料表を技能労務職給料表として導入し、規則でこれを定めます。規則で定める技能労務職員の初任給については、高校卒の場合、月額 1 8 5, 7 0 0 円（令和 7 年 4 月 1 日現在）とする予定です。

なお、技能労務職給料表の適用は、令和 8 年 4 月から採用する技能労務職員に適用することとし、これ以前に採用した技能労務職員の給料表については、引き続き一般職給料表を適用します。

(2) 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

会計年度任用職員である技能労務職員の給与の種類は、報酬、期末手当及び勤勉手当とし、当該技能労務職員の給与は、その職務及び責任の特殊性等を考慮して、規則で定めます。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日